

Q6 検査によって、BSE 感染牛の発見はどこまで可能ですか。

我が国の BSE 対策の中で用いられている ELISA 法による迅速検査やウエスタンブロット法による確認検査は、高い検出感度と特異性を有しています。しかしながら、各々検出感度（検出限界：最小検出量）が存在し、検出には一定量以上の BSE プリオンの蓄積が必要となります。また、現時点では生前検査法は開発されておらず、と殺又は死亡した牛でのみ検査が可能となります。

従って、と殺又は死亡した牛から得られる検査材料として用いられる延髄門部分に検出限界を超える BSE プリオンの蓄積がなければ BSE 感染牛を発見できず、潜伏期間の後期を除けば、潜伏期間中に感染牛を発見することはできないとされています（参考）。

BSE の潜伏期間は、英国のデータによると、平均 5 年（60 ヶ月）ほとんどの場合が 4 ～ 6 年（48 ～ 72 ヶ月）と推測されます。しかし、牛の個体差や BSE プリオンの曝露量によって潜伏期間が異なると考えられています。

なお、我が国では、BSE プリオンの蓄積が確認されている特定危険部位（頭部、せき髄及び回腸）及び背根神経節を含むせき柱は除去され、食用になることはありません。

（参考）“Understanding the BSE threat” WHO（2002 年 10 月）

“日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について” 食品安全委員会（2004 年 9 月）